

新宮町立新宮中学校PTA規約

第一章 総 則

(名称、事務所)

第1条 この会は新宮中学校PTAと呼び、事務所を新宮中学校におく。

(目 的)

第2条 この会は学校・家庭・社会の積極的な協力により、生徒の健全育成を図ることを目的とする。ただし、政党や宗教、営利団体に左右されず、学校行政や教育方針に干渉しない。

(事 業)

第3条 この会の目的を達成するためつぎの事業を行う。

- 1 会員の知識、教養の向上につとめる。
- 2 校内外における生徒の生活指導につとめる。
- 3 学校施設、設備の充実、学校内外の整備に協力し、生徒の生活環境を良くする。
- 4 会員及び生徒の保健安全と福祉厚生の上をはかる。

第二章 会 員

(会員の資格)

第4条 この会の会員はつぎのとおりである。

- 1 在校生の両親または保護者。
- 2 本校の教職員。
- 3 本校の通学区内に居住し、会の目的に賛同するで評議員会の承認を受けた者。

(会 費)

第5条 会員は正規の会費を必ず納付しなければならない。会費は月額220円(4月、5月は260円 年額2,720円)とする。ただし、特別の事由ある場合は免除することができる。

(会員の権利と義務)

第6条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。会員はすべてこの会の活動に積極的に参加し、また、この会の運営について意見を述べることができる。

第三章 役 員

(役 員)

第7条 この会に次の役員をおく。

- 1 会 長 1名 保護者から選出
- 2 副会長 2名 保護者から選出
- 3 書 記 2名 保護者、教師から選出
- 4 会 計 1名 保護者から選出

(顧 問)

第7条の2 役員の相談役として、顧問をおくことができる。

顧 問 1名 会長が委嘱する

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事はつぎのとおりである。

- 1 会長は会務を統轄し、会合を主催し外部に対して会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
- 3 書記はつぎに掲げる記録を正確且つ安全に保管し、毎年度末これらの記録を一括して後任者に引き継ぐ。
 - (1) 規約(修正を含む)
 - (2) 当該年度の人事録
 - (3) 会議の議事要録
 - (4) 役員会及び委員会の報告書
- 4 会計は会の経費を収納し、正規の承認を得て経費の支出を行う。会計簿は随時、会員の何人でも点検することができる。毎年度末該年度の決算報告書を総会に提出して全会員に報告する。

(顧問の仕事)

第8条の2 顧問は会長の招集を受け、役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員を選出)

第9条 役員は選考委員会において選出し、総会の承認を得る。評議員との兼任はできない。

選考委員会は生活指導評議員で構成する。ただし、必要に応じて役員会、顧問、施設安全評議員、地域代表評議員の意見を求めることができる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は一か年とする。再任は妨げない。転校卒業その他の事情により本人の辞退ある場合は選考委員会により選出補充し、任期は残任期間とする。

第四章 会計監査

(会計監査委員)

第11条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査委員をおく。

評議員との兼任はできない。

- 1 会計監査委員は選考委員会において選出し総会の承認を得る。
- 2 会計監査委員の任期は一か年とする。

(会計監査委員の任務)

第12条 会計監査委員は総会及び評議員会において監査報告をしなければならない。

- 1 会計監査委員は年2回以上の会計監査を行う。

第五章 機 関

(種 類)

第13条 本会に次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 評議員会
- 3 役員会
- 4 運営委員会
- 5 委員会

第一節 総 会

(構 成)

第14条 総会は本会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

(招 集)

第15条 総会は毎年1回定期に開き、会長が招集する。役員会が必要と認めた場合、書面にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出及び白紙提出は賛成に含むものとする。また、つぎの場合には会長が随時に招集することができる。

- 1 会長が必要と認めた場合。
- 2 全会員の10分の1以上の要請があった場合。

(権 限)

第16条 総会はつぎのことをきめる。

- 1 規約の改正と会費の決定
- 2 予算、事業計画の審議決定と決算、事業報告の承認
- 3 役員並びに評議員の承認
- 4 評議員会に対する委任事項の決定
- 5 その他重要事項の決定

第二節 評議員会

(構 成)

第17条 評議員会は総会に次ぐ議決機関であって評議員、役員、校長、教頭をもって構成する。

(選出方法)

第18条 評議員はつぎの方法で年度始めに選出する。

- 1 各地域より原則として2名選出する。
ただし、会員数その他によりその数は細則に定める。
- 2 各学級より3名を選出する。
- 3 学校教職員より若干名選出する。

(評議員の任期)

第19条

- 1 評議員の任期は一か年とする。再任は妨げない。
- 2 評議員に欠員を生じた場合は、必要に応じその選出母体より補充するものとし任期は残任期間とする。

(招 集)

第20条 評議員会は会長が必要により招集する。

(権 限)

第21条 評議員会はつぎの事項を審議決定する。

- 1 総会より委任された事項
- 2 総会議案
- 3 本会運営及び事業企画
- 4 各委員会の立案計画事項
- 5 その他必要な事項の調査並びに研究

第三節 役 員 会

(構成・任務・招集)

第22条 役員会は役員、校長、教頭、主幹教諭をもって構成し、緊急及び重要事項を審議する。

役員会は会長が必要と認めたとき、これを招集する。

第四節 運営委員会

(構 成)

第23条 運営委員会はつぎの者で構成する。

- 1 役 員
- 2 各専門委員会の正副委員長
- 3 校長、教頭、主幹教諭

(任 務)

第24条 運営委員会はつぎの事項を審議検討する。

- 1 総会、評議員会により委任された事項
- 2 総会、評議員会に提出する原案の作成
- 3 各委員会の連絡調整
- 4 本会の運営に必要な事項

第五節 委 員 会

(種 類)

第25条 本会はつぎの委員会をおく

- 1 専門委員会
- 2 特別委員会

(専門委員会)

第26条 専門委員会は地域代表、教養、生活指導、施設安全、学年の委員会をおく。

(構 成)

第27条 委員会の構成はつぎのとおりとする。

- 1 各委員会は評議員及び教職員をもって構成し、委員は会長が委嘱する。
- 2 学級選出評議員による専門委員会

- (1) 学年委員会は各学級の保護者から2名の学級委員を選出し、学年ごとに学級委員会を構成する。
 - (2) 教養委員会及び生活指導委員会は各学級の保護者から1名を選出し、教養委員会又は、生活指導委員会を構成する。
選出された評議員の振り分けは、学年ごとの話し合いによるものとする。
 - (3) 学級選出評議員の任期は一か年とし、地域選出評議員との兼任はできない。
- 3 地域選出評議員による専門委員会
地域代表委員会及び施設安全委員会は地域選出の評議員によって構成する。
- 4 各委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
ただし、学年委員会は各学年に委員長、副委員長をおき、3学年の委員長を代表委員長とする。

(任 務)

第28条 専門委員会の任務はつぎのとおりとする。

- 1 地域代表委員会は地域での活動の推進力となり、必要に応じ地域で会合を設け目的の達成を図る。
- 2 教養委員会は講演会、研究会、視察会、機関紙の発行等会員の教育向上にあたる。
- 3 生活指導委員会は生徒の校外生活の状況を把握し、学校との連絡等生活指導に協力する。また、役員選考委員会を兼ね次年度の役員選考を行う。
- 4 施設安全委員会は教育環境の整備、安全対策、施設の充実等にあたる。
- 5 学年委員会は学年における教育上の諸問題について保護者と学校との連絡協議を推進する。
- 6 各学級から選出された教養委員又は生活指導委員は各学級の学級委員長の補佐を行う。

(招 集)

第29条 各委員会は会長の承認を受け委員長が必要に応じ招集する。

(特別委員会)

第30条 特別委員会は緊急又は特定の目的を遂行するために臨時に設ける。

第六章 会 議

(定 足 数)

第31条 各種会議は成員の2分の1以上の出席で成立する。ただし総会、評議員会は委任状を認める。

(表 決)

第32条 会議の表決は出席者の2分1以上の同意を要する。

第七章 会 計

(経 費)

第33条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第八章 雑 則

(細則の制定)

第35条 この規約を補則するためには評議員会で細則を制定することができる。

(慶弔規定)

第36条 本会の慶弔規定は細則に定める。

附 則

昭和23年4月 1日 から規約の実施
昭和30年5月14日 一部修正
昭和32年5月15日 一部修正
昭和37年4月30日 一部修正
昭和52年4月27日 一部修正
昭和58年4月29日 一部修正
昭和59年4月22日 一部修正
昭和60年5月11日 一部修正
平成 6年5月 7日 一部修正
平成元年5月 7日 一部修正
平成13年5月 2日 一部修正
平成23年4月23日 一部修正
平成25年4月27日 一部修正
平成29年4月22日 一部修正
平成31年4月 1日 一部修正